



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



法隆寺大鏡第五十五集挿圖解説

第一、上御堂外景

前四六八尺六寸軒高四十八尺五寸
後四四八尺八寸軒高四十八尺九寸

第二、同 堂内部

本堂は講堂の背後の丘上に在るを以て上御堂の名あり、其創立詳かならず、一に舎人親王の本願にして永業師師の草創と傳ふ、白拍子記に一夏若行の佛閣六時供花之梵場とあれば、僧衆が一夏若行を修するの用に充てられしを知るべし、創立當時の堂宇は、別當記の傳ふる所に據れば、永祿元年八月十三日大風の爲に轉倒せりと云ひ、日録抄は之を同三年の記に係けたれど、或は誤傳なるを知るべからず、其後再建を徵すべき記録存せざれど、鎌倉中期比に生存せし顯真が、五間檜皮葺云々と日録抄に記せしを以て見れば、堂宇の存在を認められざるにあらず、當時永祿の顛倒より講堂に移し奉りし本尊及兩脇侍は、所謂五間檜皮葺の堂に還置せられしや如何、間もなく鎌倉の末期應長元年七月に上堂造立の手筈起れるを以て見るも、顯真の録せるものは敢て再建と稱すべき完作にあらずしを知るべし、惠の再建は即ち應長元年の手筈始より、文保二年正月十七日の造營始となり、同二月八日柱立、四月九日上棟の運となり、元亨四年四月九日には、本尊兩脇侍を講堂より迎へ來りて、爰に日出度舊觀に復するを得たるなり、次て貞和觀應年間には深舜僧都の立願によりて四天王の造立せらるゝあり、又文和三年四月正面の欄間格子一間を新造し、上宮王院東西の右格子を取り來りて、後戸の格子と爲すなど、専ら力を此處に注がるゝこととなりぬ、斯くして出

來上されるものは即ち現今の堂宇にして、七間四面、正面五戸、側面及後面各一戸、組物三ツ斗、内陣は折上小組格天井を用ひ、入側を化粧屋根裏とし、内外共に丹塗、床には四字の敷瓦を用ひたり、惟ふに最初の建築は永祿の大風に傾倒したりと雖も、同様に罹れると異り、烏有に歸せしにもあらずるべければ、顯真が目撃せる堂宇も或は壊殘の餘を修葺せるものと考へ得らるべく、從ふて現存堂宇の局部にも、應長以前藤原時代の名殘を求むべきもの存せざるにあらず、

第三、上堂

木尊木彫漆箔釋迦如來像 白椗上五尺四寸五分
六寸三分額高六尺二寸一分光背高九尺

第四、同

脇侍木彫漆箔文殊菩薩像 總丈五尺五分白椗上五尺八寸三分額高八尺五寸七分光背高七尺

第五、同

脇侍木彫漆箔普賢菩薩像 同上

中尊は日録抄に據れば盧遮那佛とも稱せらる、兩脇侍と同時の作にして、其年代を詳かにせざれども、藤原時代初期のものたること疑ふべからず、當寺の造佛に關する佛師は、奈良朝より引續きて、佛法堂の諸尊に見る如く豐肥健重の趣を喜べる如し、其極或は粗豪に失するの嫌なきにあらずれども、復これ當時の一様式として尊重すべきものたるを失はず、この様式は鎚鎚せられたる窟内の本尊としてよりは寧ろ開放せられたる堂内の佛像として、其意義を充分に發揮せらるべく、特に本堂の如き極めて空潤なる堂内に在りては、鎚鎚の尊像としての威嚴を首肯するに餘りあり、斯る像に對すればこそ、堂座も普通の蓮華座をとらず、總て長方形のものに依り、中尊

のみは裳を蔽ふて、多少主座の裝飾を施せるのみなり、光背は二重光、其制を略して光心に八葉を作らず、唯周圍に寶相華の透彫を配せしが、今殆ど缺損して僅に其名殘を留むるのみなり、兩脇侍の持物如意寶劍は皆近世の補作に係れり、

第六、傳法堂

木彫漆箔藥師如來像 總丈二尺七寸

傳法堂様式の一なり、螺髮は別に取付けられたりしが、今脱落して其一をも存せず、傳法堂式に就きては、既に繰返し述べたることあれば、また累説せず、

第七、傳法堂

木彫漆箔十一面觀音像 總丈五尺八寸三分

同じく傳法堂内安置の佛像なれども、堂創立と共に造立せられたるものにあらず、恐らく多くの年所を経ての後、或は他より轉置せられたるものならん、線を用ゐること少く、殆ど荒仕上に類するものあり、詳しく年代を推定し難しと雖も、藤原時代の製作に係れるなるべし、

第八、綱封藏

絹本着色聖皇曼荼羅圖 總丈三尺八寸七分

本圖の製作所縁に就きては、寛正五年甲申九月十八日の奥書ある法隆寺佛像記に、其詳細を盡せるを以て、本書の未だ刊せられざるを幸ひ、本文を左に鈔録すべし、

聖靈院曼荼羅事

聖靈院々主當寺五師顯真圓永房年來宿願也故者聖德太子御影者在々所々自往古安置在之太子藥後御身并皇子眷屬等像□□所當寺者上宮太子終焉之靈迹最初建立之梵閣也尤此曼荼羅可奉安置云々然間天竺漢土御先身并男々十七人之皇子又男女八人孫子御奉内御舍

利御所持寶物又御製作之書跡諸眷屬等悉奉圖繪爲未來本尊、仍始作曼荼羅之座座、即建長四年壬申夏中旬比建立一鋪之繪、畢此上絹面圖繪繪彩色之大功有志、中獨歎入之處同五年癸卯三月九日東大寺戒壇院實相上人實相爲當寺大僧進參詣當寺之時顯真五師對面于上人彼申之爲年來之意願、訪書記等、雖調繪樣圖繪彩色大功□□且爲太子御報恩且爲御結緣、有御勸進可合□□圖繪功、給之由彼申之處上人答尤雖可然予爲大僧進、諸方計會繁多、仍難叶之旨、御辭退之間無力而仰天祈念無他事、爰上人始自其日三ヶ夜令參詣于御夢殿御寶前、給三夜、曉天御夢想奉拜金色童子形者御製裝持香爐、太子御影夢覺畢御影圖繪、勸進可請取之由夢想、御告歎思合畢仍其明朝上人請取繪樣、入勢野野御說法之次有御勸進之處其用遠大旨出來畢、大施主法橋上人位道宣信敬之間旁所願成就仍上人依爲大殿御歸依僧隨身、曼荼羅口曼大殿顯真爲本殿大臣、合言上子細之處仰云此曼荼羅尤可有事也我諸共清撰可爲天下重寶、後日必可進繪師云々仍南都繪師亮尊安房合持繪本、京上三ヶ度也顯真五師安立□□大殿上人所有御護義合作曼荼羅本樣即皇子并大臣等之御衣樣并其色皆爲大殿御口欽明用明等御時裝束繪本、御覽合撰定畢、同六年甲申冬比奉書出誌云々、次年乙春三月於戒壇院誦一日一夜、顯真尼開眼供養畢、同六月三日上人京上大殿當殿共御拜見、皆有御成同七年丁卯十月十三日於上宮王院建慈供養、寫師子口口誦空如林房百種供養諸所、持戒僧皆集會□□三ヶ日夜、法會云々繪師亮尊可被叙法橋之由申入殿下兩所則御願云々其後自然雖這日限弘長元年乙酉春時令住法橋畢、佛子而貴年來之愚願上人之御結構大殿之御秘計機成相應時至也偏大聖之御方便也次大殿御云曼

茶羅御裏。可奉書諸符銘。爲末代令知易故也云々。則依宣書御名爲後日奉注置繪圖耳。

文應元年中興十一月十三日奉入曼茶羅於嵯峨殿即仙洞御拜見口旨之殊勝也。大政大臣郡仁口可用御願矣。

自推古天皇廿年太子御入滅中興壬戌至于建長四年壬午六百三十一年初而回繪曼茶羅奉懸于御殿年同七年卯乙六百卅四年也云々。

願眞五師が聖德太子追遠尊崇の志深く、太子の事とし云へば精進懈なかりしこと、其著古今目錄抄あるに依りても知らるべし。願眞傳來の太子御影のみに倣足らず、其前身及子孫と念持せられたる舍利御所持の寶物又御製作の書跡諸の奉屬等を一鋪に集めたる大曼茶羅を製作して後世に贈さんとの念願を起し、實相上人圓昭法橋上人位道寛等の勸進助縁に依り、更に近衛前太政大臣兼經の翼贊を得て、前後殆ど三年を費して、漸く開眼供養するに至りしものなり。願眞の信念殊勝なるまた之を大成するに最も力ありと云はざるを得ず。近衛兼經は精神として、また力を法隆寺に致せる唯一の人か、別當記に據れば建長六七兩年度に本寺に參詣し、聖靈院を宿所とし、寶物を展觀せる事あり、此七年度の參拜こそ曼茶羅大成の動機を促進せしめ、願眞の志の報いらるゝ秋の至りしなれ、事は一曼茶羅の製作に過ぎずと雖も、前文を細明すれば、願眞が太子尊崇の志のみならず、當時の繪畫製作上に於ける状態等を知悉すべき有益なる文字なりと云ふべし。

第九、五重塔一部

第十、同 避雷符正画

第十一、同 同 音画
同 九輪

五重塔の四面には避雷符を貼す、其表面には梵字の咒言を書し、之を圍みて玉線及びくり形式の文様あり、もと彩色ありし如くなれども何れも剝落して之を確むること能はず、其背面にも一々墨書あり、東なるは回示せるものにして

阿揭多 弘安六年癸未六月九日
西大寺沙門寂尊

西なるは 同 上
主多光 同 上
南なるは 同 上
設経尊 同 上
北なるは 同 上
蘇多末尼 同 上

とあり、別當記に據れば此年春比塔修理の舉あれば、これに因みて寂尊を煩はし雷符を貼するに至れるならん、本寺古來雷火の難ありしを聞かず、本寺建築中最高の五重塔にして尙よく今日まで其難を免かれ得たるものは、此雷符の功德に負ふ所尠からずと云ふべきか

第十二、第十七、御物 金銅押出佛

其一阿闍梨如來及兩脇侍像
其二阿闍梨上過去七佛あり
其三同 上過去七佛あり
其四觀世音菩薩像
其五阿闍梨三尊像
其六三尊像

以上七面は皆銅板を槌にて打出し作れるもの、本寺寶財帳に押出佛の名にて記載せられしは、また此種の製品を指せるなるべし、銅の鑄造よりは其製簡易にして、而かも同時に多數の要求を満たし得べ

く、其用途明かならずと雖も、之を装置するまた其だ容易なるに似たり、されば此法の輸入初めて韓土よりせしか、或は唐土よりの傳授に係れるかを詳かにする能はざれども、唐土の様式を傳へたるものに、精巧の致を存するよりすれば、其影響を受けて完成の域に進めるを推知すべし、純唐式の形式を存するものに、阿彌陀二菩薩二聲聞像の有るを常とし、第十二圖より第十四圖に及べる三面は、即ち其例なり、第十四圖に過去七佛を配せしが如きは、様式を同じくして意匠を異にする希有の遺品なり、第十五圖の觀音菩薩像は、圖に見ゆる所によれば、佛龕の扉に嵌入すべく造られたるものなれど、初めより其用途としての製品なりしや否やを確定すること能はず、同じく唐式に則とりながら、背後に其應身變化と認むべき三十三體の化佛を現出せるは、應身思想を實體にせる最古のもの云ふべし、第十六圖の阿彌陀三尊像は、佛身及蓮花座の様式よりして、韓土の遺風を存するものあり、唐風既に渡來して尙この舊様を舉せしか、或は韓土傳來のものたるかは、今容易に判別すべからず、第十七圖の一如來二菩薩二聲聞の存する像は、手法韓土風にして、中に唐土の作法を混用す、破損甚だしと雖も上方に化佛を配せるなど、また唯一の好遺品たり、押出佛の今に遺存せるもの實に其數少く、御府の藏を措いて外、殆ど其様式の變化を知るに由なく、本寺資財帳に残れる押出佛の名を辿りて、其研究に資せんと欲せば、須らく先づ本大鏡掲出のものを依據とするより其途なかるべし、

大鏡前々集及び前集の挿圖解説に第五十四集第五十五集とせしは號畫號を加へて號數を算したるが爲にして同號は特に其名を以て逐次刊行せらるべき以上之を通算するの必要なければ右二集は表紙に現はしたる號數の通り挿圖解説の號數を改訂するを至當とす此段附告す

訂正
大鏡前々集及び前集の挿圖解説に第五十四集第五十五集とせしは號畫號を加へて號數を算したるが爲にして同號は特に其名を以て逐次刊行せらるべき以上之を通算するの必要なければ右二集は表紙に現はしたる號數の通り挿圖解説の號數を改訂するを至當とす此段附告す

一、本館之設於此，其目的在使讀者得見我國之歷史與文化，而不至於如外國人之觀我國者，僅知其皮毛而已。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。

二、本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。

三、本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。

四、本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。

五、本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。

六、本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。

七、本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。

八、本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。

九、本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。

十、本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。本館之設，實為我國文化之發揚，亦為我國歷史之保存。



國立中央圖書館藏



日本神社

東京府 浅草区 浅草寺



東京国立博物館蔵

東京国立博物館蔵



阿彌陀佛

阿彌陀佛坐像 鎌倉時代 東京 法隆寺藏



南齊武帝造石像坐像本像像本 寺

南齊武帝造石像坐像本像像本 寺

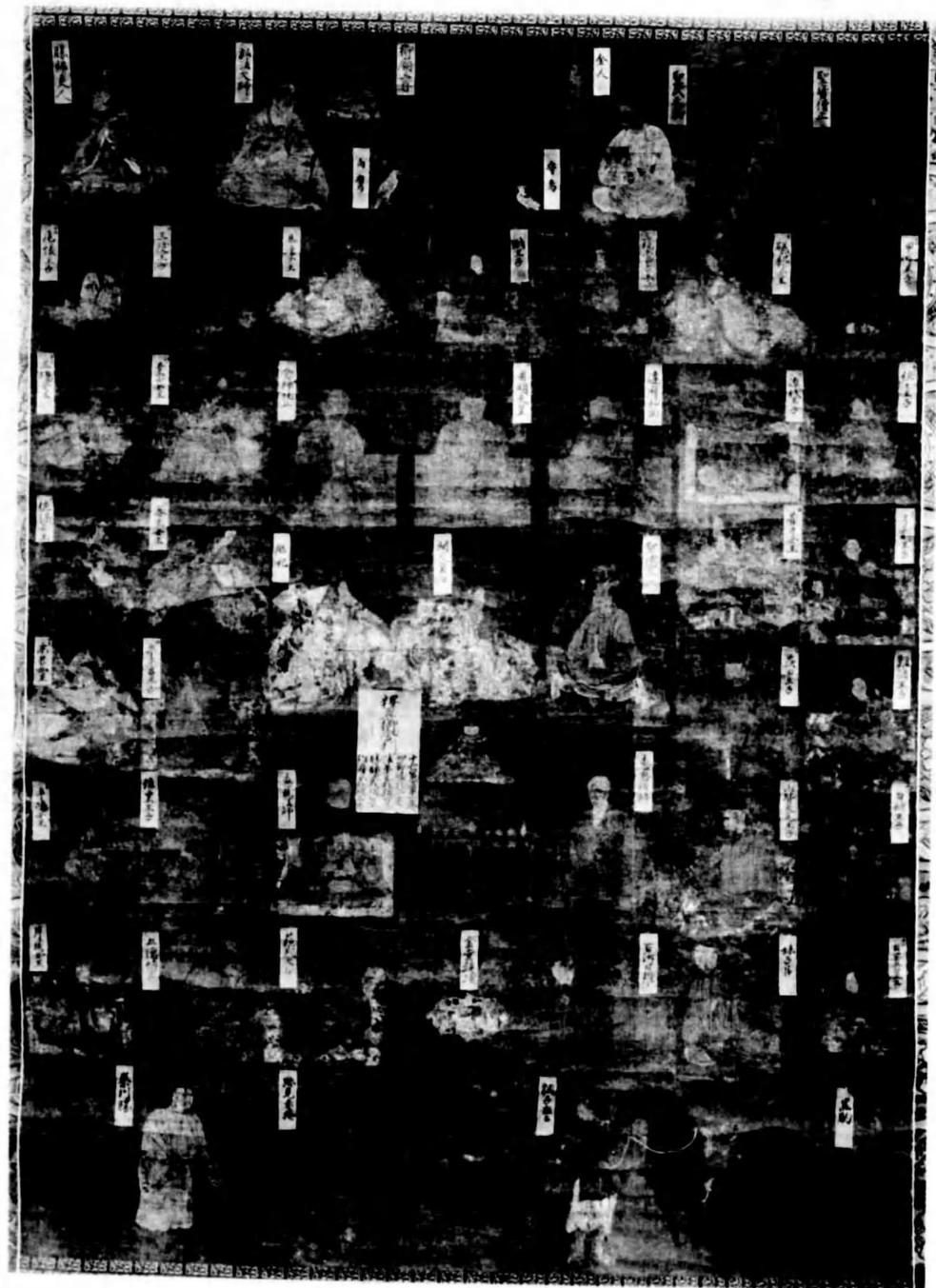


法華堂

法華堂坐如來佛木像



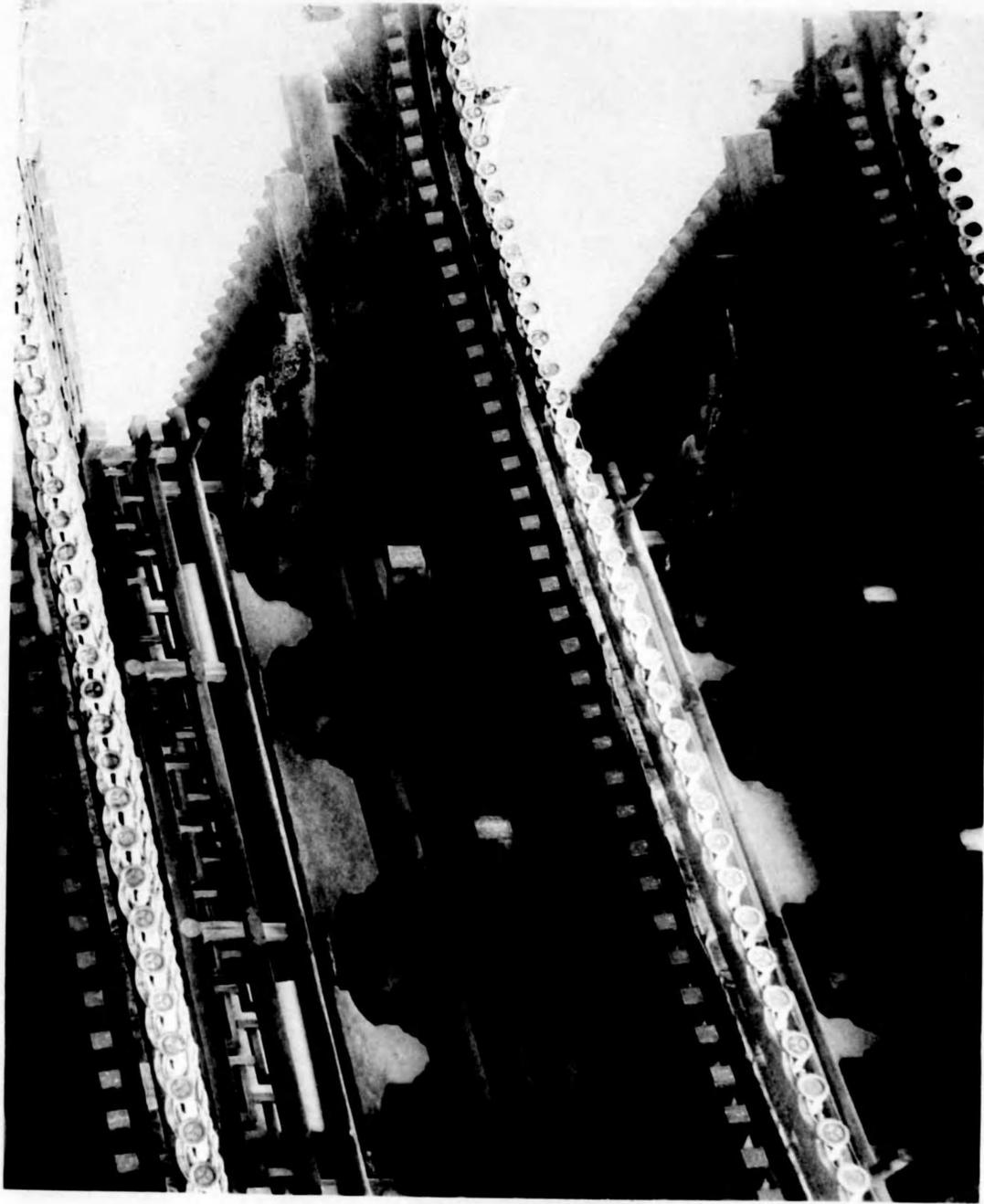
像立佛菩薩世觀面一十形木 堂法傳



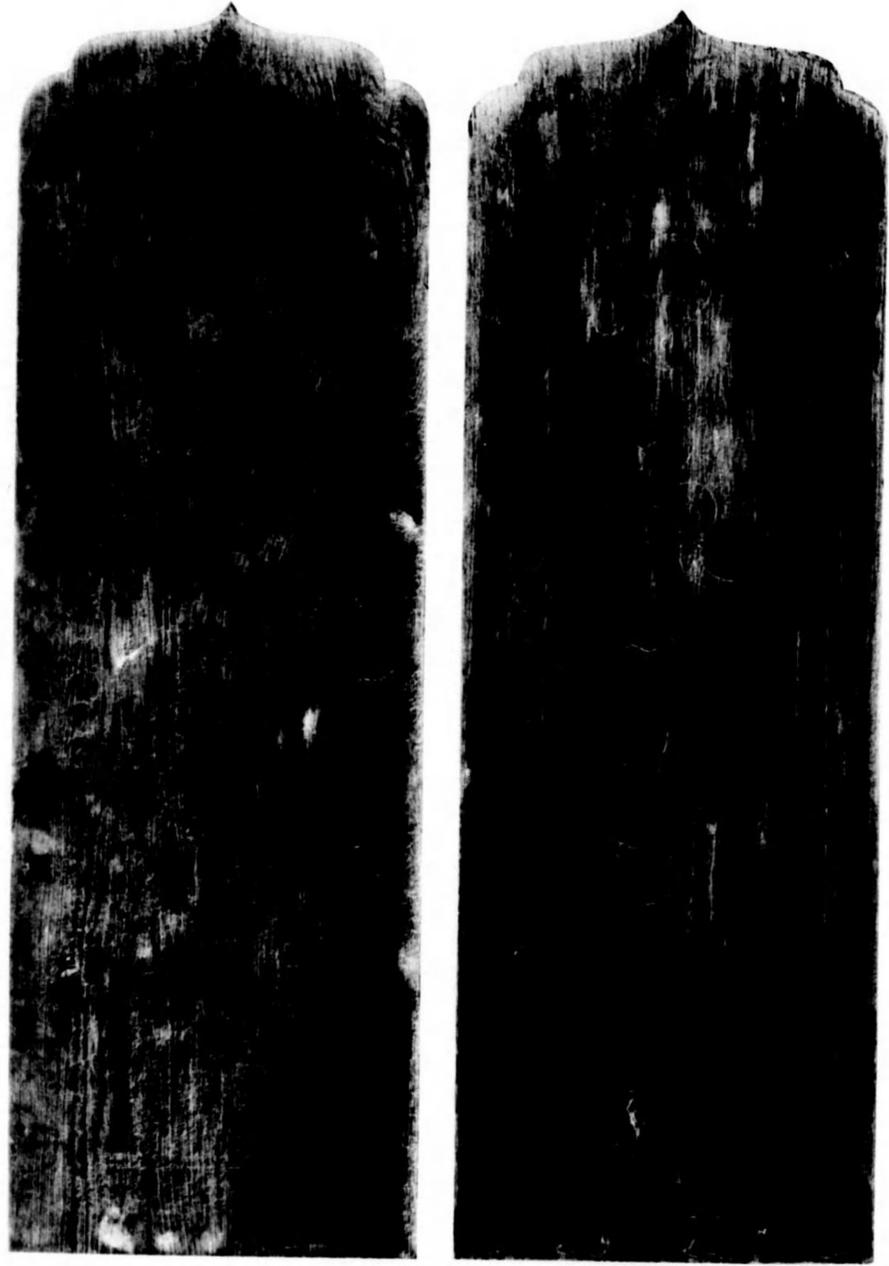
石室群

石室群

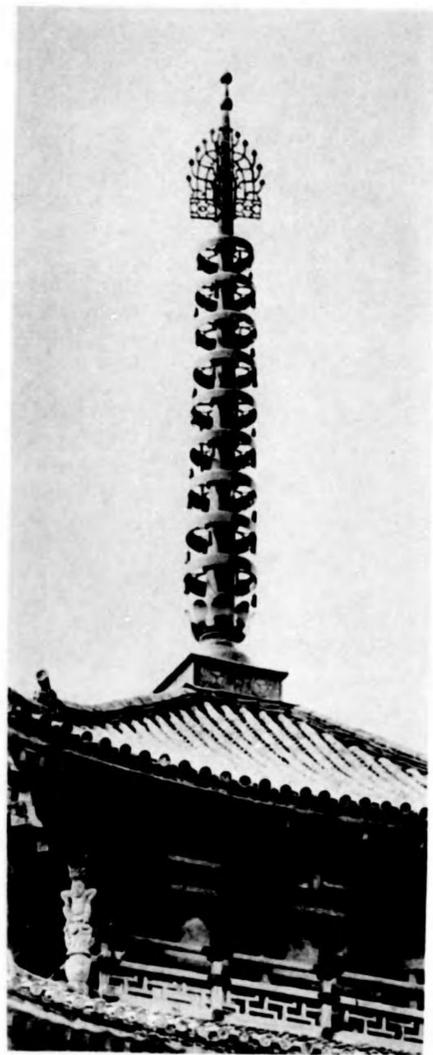
五、軍用機上之機



航空機



第五十五卷



五層塔



五層塔遺址

五層塔遺址



石佛三尊

石佛三尊 石佛三尊 石佛三尊



敦煌莫高窟西魏第285窟西壁三佛龕

敦煌研究院藏



石室山佛龕

石室山佛龕



漢代瓦當殘片全貌。物如



石佛三尊

石佛三尊



石佛坐像及二菩薩

石佛坐像及二菩薩

大正七年六月廿五日印刷
大正七年六月三十日發行

大和國法隆寺藏版
東京美術學校編輯

發行者 東京市下谷區上根原町百廿二番地 白石村治
印刷者 東京市下谷區中根原町六十八番地 武田勝之助
印刷所 東京市下谷區中根原町六十八番地 墨彩堂

終

